

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第28回）

### 第1 日 時

平成26年5月30日（金） 午後1時30分から午後3時30分

### 第2 場 所

さいたま家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

井上哲男，井原徹太，大澤一司，大谷富夫，笹井啓二，齋藤大巳，澤崎俊之，関根正昌，中川深雪，村上文子，柳了真，山下美佐子，山田和則（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）花井義治，吉山博仁，高瀬和久

（事務局）加藤裕之，中儀昌宏，青木有子，清宮貴幸

### 第4 議題

「家庭裁判所における広報の在り方について」

### 第5 議事概要

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員の自己紹介（笹井委員，村上委員，柳委員）

#### 3 退任委員紹介（稲野委員，幸島委員，山岡委員）

#### 4 委員長代理選任（井原委員長代理選任）

#### 5 委員から発表

「法曹人口問題と埼玉弁護士会の取り組みについて」

### 6 議題

「家庭裁判所における広報の在り方について」

□ テーマの趣旨及びさいたま家庭裁判所において近年実施した広報行事（調停制度等説明会，成年後見制度説明会）の説明をした上で，両説明会の様子を実演した。

□ 意見交換

（●は裁判所委員，○は外部委員の発言内容）

● 調停制度等説明会の実演について，実際に行事に参加された方々からは，「実演は，とてもわかりやすい説明」であった等の御感想をいただいたが，裁判所は基本的には事件処理を集中的に行う役所で，このような広報活動は苦手な分野であるため，普段，調停や後見に縁のない方々から見てどのように感じたか，御意見を伺いたい。

- 例えば、家庭裁判所で広報活動をする際、離婚に関するケースはどのように扱うのか。
- 調停制度の説明であるため、離婚調停の中身まで踏み込んで説明するのは難しいことや、事件に応じていろいろな求めがあるので、一般的な説明になってしまう。ただし、家庭裁判所でどのようなことをやっているのかということを出せば、広報的な意味はあると考える。
- 広報行事の対象者は誰か。何人くらいの参加だったのか。
- 「調停制度説明会」は、市の窓口担当者を対象に案内し、「成年後見制度説明会」は、広く一般の方から参加者を募集し、約30名に参加いただき、当庁の大会議室で実施した。
- このような広報活動は希望すればやってもらえるのか。
- 現在の当庁の広報活動は、主に春の憲法週間、秋の法の日週間にちなんで行事を行うにとどまっており、現実問題としては希望に応じての広報活動はできていない。
- このような活動は回数をやらないと良くならないと思う。手続説明会について、もっと開催の機会を増やしてもらいたい。
- 後見手続については、関係する団体には説明会を行っており、ケースバイケースであるが、先方に出向いて行うこともある。
- 裁判所で広報行事を行うことを、幅広く知っていただくにはどうすればよいのかについて、御意見をいただきたい。  
 当庁では、広報行事を周知するに際し、費用をかけることが難しいのが実情である。裁判所ウェブサイトの記事に掲載することはできるが、閲覧者が限られ、なかなか広く県民の皆様に見ていただけないという現状がある。  
 なお、前回の広報行事に参加された方27名のアンケート結果では、今回の広報行事を知ったきっかけについて、
  - ① 知人等の紹介，10名（約37%）
  - ② 新聞，7名（約26%）
  - ③ ポスター，チラシ，7名
  - ④ 裁判所のホームページ，2名（約7%）
 という結果であった。
- 失礼な言い方をすれば、広報を本当にしなければいけないと思っているのか、一般企業目から見るとどう思っているのかという気がする。他の委員からの質問も、裁判所から出張してくれればそのような機会もあるとおっしゃりたかったのであろう。広報活動の出張先を紹介してくれというのであれば、いくらでも紹介できるし、やる気の度合いである。予算はかけられないが人は出せるので

あれば、いろいろなところの設営ができるし、お金がないというのであれば、新聞記事や市町村の広報誌をうまく活用することも考えられる。決まり切ったやり方でやるので十分だと考えるのであれば、これで十分であるし、本当に当事者に来てもらいたいというのであれば、お金をかけずにやる方法はいくらかもあると思う。その場合、タイトルが「調停制度等説明会」というだけでは地味だし、一般の方の目に触れないので、チラシやキャッチフレーズを工夫したポスターを作成するといった努力が必要である。

- 裁判所も積極的に情報発信していく必要があり、これから広報活動のウエイトが大きくなっていくことになる。御意見を伺いながら進めていきたい。
- 実施する広報内容は、どのようなものが適切かについて、皆様の御意見をお聞きしたい。

家庭裁判所で行われる手続は、家事事件、少年事件いずれもほとんどが非公開で行われており、実際に行われている手続を傍聴することはできないため、何をしている役所か分かりにくいところがあると思うが、広報テーマや広報のやり方について、御意見はないか。

- 模擬の調停は良かったと思う。会場に来る人には有益なものなので、会場に足を運んでくれさえすれば、来た方が満足できるのではないかと思った。どの範囲の方に、いかに足を運んでもらうかが課題だと思う。
- わかりやすさの点はどうか。職員からすると当然のこととってしまいが、それを周りの目から見て分かりやすくなっているかが気になっている。特に制度の説明についてはどうか。
- 本日の実演は分かりやすかったが、家事調停、民事調停と言われてもピンと来ない。
- 学生の庁舎見学などの広報はどうか。
- 現状としては、リクルート活動や法教育の一環として講師派遣依頼を受けていることがある。総務課が窓口となって、できる限り御要望に添えるよう手続を進めている。
- 大学の関係では先週も「キャリアと心理学」というテーマで、心理学を学ぶ学生を対象にある大学に家庭裁判所調査官を派遣した。大学の講義依頼については裁判所の広報にもつながるため、できる限り派遣する方向で検討している。また、裁判所主催の裁判所見学セミナーに各大学の学生に参加してもらい、庁舎の見学、職員の説明等を行っている。福祉関係の学生が対象であれば、福祉の観点から家庭裁判所あるいは家庭裁判所調査官がどのような仕事をしているのか説明をしている。
- 小中学生を対象に、家庭裁判所を知ってもらうために、調停室や審判廷を見学

してもらい、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官が説明をしたことがあった。

- 裁判官が小中学校に赴いて、裁判官の生活、裁判所について分かりやすく説明することを全国的に行っている。
- 本日、いただいた貴重な御意見をもとに、今後の広報活動に活かして参りたい。

#### 7 次回協議テーマの決定

「少年事件における教育的措置について」

#### 8 閉会宣言

### 第6 次回期日

平成26年11月25日（火）午後1時30分